

平成24年9月28日

保護者各位

蟹江町立蟹江小学校

「台風17号」接近にともなう学校給食の中止について（お知らせ）

日ごろは、学校教育に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、気象庁の予報によると、「台風17号」が、10月1日（月）ごろにこの地方に最接近します。

台風の進路は不確定な部分もありますが教育委員会は「1日（月）の給食は中止」の決定をされました。

つきましては、学校の対応を下記のとおりとします。急な連絡で申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

記

- 1 「暴風警報」が愛知県（又は尾張西部、愛知県西部）に発表されていない場合
通常の授業を行い下校させます。

（弁当が必要です。）

- 2 「暴風警報」が愛知県（又は尾張西部、愛知県西部）に発表された場合

*（上記の地区に発令された場合↑、蟹江町に「暴風警報」が発令されていなくても以下の対応になります。）

登校・休校については、4月に配布したプリント「台風・地震等における児童生徒の登下校について」のとおりです。

【警報解除時刻と登校時刻】

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合	→	平常どおり授業
イ 午前7時30分までに警報が解除された場合	→	第2時限より授業
ウ 午前8時30分までに警報が解除された場合	→	第3時限より授業
エ 午前9時30分までに警報が解除された場合	→	第4時限より授業
オ 午前11時00分までに警報が解除された場合	→	第5時限より授業
カ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合	→	当日の授業はなし

* （ア～エの場合、弁当が必要です。）

- 3 10月1日以降の給食については下記のとおりです。

1日（月）：弁当持参

2日（木）以降の献立を以下のように変更します。

2日（火）：1日（月）の献立を用意します。

3日（水）：献立表のとおりです。

4日（木）：献立表のとおりです。

5日（金）：2日（火）の献立を用意します。

【問合せ先】 蟹江町立蟹江小学校 電話 95-2037